

現
行

法定協議会

（さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会）

- 会長 石狩振興局副局長
- 副会長 石狩振興局地域創生部長
- 協議内容
 - ・ 地域公共交通計画の作成・変更、実施

・ 事務局（石狩振興局地域政策課）
・ 根拠法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）

個別運用

地域協議会

（石狩地域生活交通確保対策協議会）

- 会長 石狩振興局地域創生部長
- 協議内容
 - ・ 確保維持計画（バス補助計画）に係る協議・承認
 - ・ 路線の休廃止に係る協議・承認

・ 事務局（石狩振興局地域政策課）
・ 根拠法（道路運送法）

法改正による運用変更

法定協議会 に 地域協議会 機能を包括し、一本化（振興局案）

法定協議会

（さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会）

- 会長 石狩振興局副局長
- 副会長 石狩振興局地域創生部長

- 協議内容
 - ・ 地域公共交通計画の作成・変更、実施
 - ・ 確保維持計画（バス補助計画）に係る協議・承認
 - ・ 路線の休廃止に係る協議・承認

・ 事務局（石狩振興局地域政策課）
・ 根拠法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）

※地域協議会の機能

令和6年10月

両協議会の委員一覧

さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会の委員		地域協議会の委員 (△は役職が異なる)
組織名	職名等	
北海道石狩振興局	副局長(会長)	
	地域創生部長(副会長)	○ 会長
北海道空知総合振興局	地域創生部長	
北海道後志総合振興局	地域創生部長	
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部	都市交通課長	○
小樽市建設部新幹線・まちづくり推進室	主幹	
岩見沢市企画財政部	企画室長	
江別市企画政策部	政策推進課参事	○
千歳市企画部	交通政策課長	○
恵庭市生活環境部生活環境課	生活環境課長	○
北広島市企画財政部企画課	企画課長	○
石狩市企画経済部企画課	交通担当課長	○
当別町企画部	企画課長	○
新篠津村	総務課参事	○
南幌町	まちづくり課長	
長沼町都市整備課	課長	
北海道旅客鉄道株式会社総合企画本部経営企画部MaaS・Kitaca事業室	室長	
北海道中央バス株式会社バス事業部	取締役執行役員バス事業部長	○
株式会社じょうてつ自動車事業部自動車部	部長	○
ジェイ・アール北海道バス株式会社	常務取締役営業部長	△ 営業部乗合グループ専任部長
夕張鉄道株式会社	取締役社長	○
千歳相互観光バス株式会社	専務取締役	○
札幌ばんけい株式会社	代表取締役社長	○
北都交通株式会社	専務取締役	○
札幌第一観光バス株式会社	代表取締役社長	○
道南バス株式会社	営業部営業推進室長	△ 代表取締役社長
あつまバス株式会社	営業部次長	△ 取締役社長
有限会社新篠津交通	代表取締役	○
有限会社下段モータース	取締役専務	○
富士交通株式会社	取締役総務部長	○
一般社団法人北海道ハイヤー協会総務部	業務課長	
北海道開発局札幌開発建設部	都市圏道路計画課長	
北海道空知総合振興局札幌建設管理部事業室	地域調整課長	
北海道警察本部交通部交通規制課	交通規制課長	
北海道運輸局札幌運輸支局	首席運輸企画専門官	○
北海道地方交通運輸産業労働組合協議会	副議長	○
計	35機関(36名)	24名

さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会規約

変更案

(名称)

第1条 本会は、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域における需要に応じた地域の住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便性の増進を図るよう、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等について協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(協議会の役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、北海道石狩振興局副局長をもって充てる。
 - 3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。
 - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
 - 6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。
 - 7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
 - (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
 - (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
 - (5) 協議会の解散に関する事項
 - (6) 生活交通の確保に関する調整及びあり方等一般に関する事項
 - (7) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。
- 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあつては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあつては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があつたものとみなす。
- 12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。

（分科会）

第8条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、第6条の規定に準じて会長が別に定める。

（地域公共交通会議）

第9条 石狩地域の市町村の区域に係る事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に定める地域公共交通会議が設置された場合、これを協議会の分科会とする。

2 生活交通の確保に関する調整に際し、前項の地域公共交通会議の協議が調つた場合は、当該地域公共交通会議の協議結果を協議会の協議結果とみなす。この場合における協議会の協議に係る権限は、地域公共交通会議に委任があつたものとみなす。

（北海道生活交通確保対策協議会との関係）

第10条 生活交通の確保に関する計画の策定に際しては、原則として、協議会の協議結果を北海道生活交通確保対策協議会の協議結果とする。

2 協議会は、他の協議会との調整を要する事案等について北海道生活交通確保対策協議会の調整を求めることができるほか、生活交通確保の手法について助言・指導を求めることができる。

（協議結果の尊重義務）

第11条 委員は、協議会において協議が調つた事項については、その結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第12条 委員並びに第6条第10項の規定により総会に出席した者、第7条に規定する幹事会に出席した者及び第8条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、北海道石狩振興局地域創生部地域政策課に置く。

- 3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、北海道石狩振興局地域創生部長をもって充てる。
- 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 総会の運営に関する業務
 - (2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務
 - (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(財務)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。

- 2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。
(剰余金等の処理)

第16条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

- 2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。
(事故の処理)

第17条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年 月 日から施行する。

さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会規約

現行

(名称)

第1条 本会は、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(協議会の役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、北海道石狩振興局副局長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。

- (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
- (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (5) 協議会の解散に関する事項
- (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項

4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。

5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、第3項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。

8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議

決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。

9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。

10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。

11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。

12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。

（分科会）

第8条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、第6条の規定に準じて会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

（守秘義務）

第10条 委員並びに第6条第10項の規定により総会に出席した者、第7条に規定する幹事会に出席した者及び第8条に規定する分科会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、北海道石狩振興局地域創生部地域政策課に置く。

3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

4 事務局長は、北海道石狩振興局地域創生部長をもって充てる。

5 事務局は、次に掲げる業務を行う。

（1） 総会の運営に関する業務

（2） 協議会の経費の執行及び管理に関する業務

（3） 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務

6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務）

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。

2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。

(剰余金等の処理)

第14条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第15条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月25日から施行する。

石狩地域生活交通確保対策協議会設置要綱

現行

(名称及び目的)

第1条 石狩地域における生活交通の確保を図るために石狩地域生活交通確保対策協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 地域協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議を行い合意形成を図る。

(1) 生活交通(地域住民の日常生活に必要不可欠なバス輸送サービスであって、他に代替できる公共交通機関がないものをいう。以下同じ)の確保に関する計画の策定及び調整

(2) その他生活交通のあり方等一般に関する事項

(構成)

第3条 地域協議会は、別記に掲げる者又はその指名する職員により構成する。

2 地域協議会は、必要に応じて前項に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。

(議長及び副議長)

第4条 地域協議会に、議長及び副議長を置く。

2 議長は石狩振興局地域創生部長を、副議長は北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官をもって充てる。

3 議長は、地域協議会を代表し、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代理する。

(運営)

第5条 地域協議会は、議長が召集する。

2 地域協議会は、必要に応じ随時開催することができる。

3 地域協議会に構成員本人(議長を除く。)以外の代理人を出席させることができるものとする。

(分科会)

第6条 第2条に規定する事項について協議し合意形成を図るため、必要に応じて地域協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営に関する事項は、分科会ごとに定めることができる。

3 分科会は、協議事項に応じて、合同で開催することができる。

(地域公共交通会議)

第7条 石狩地域の市町村において、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に定める地域公共交通会議が設置された場合、これを前条第1項により設置された地域協議会の分科会とする。

2 生活交通の確保に関する調整に際し、前項の地域公共交通会議の協議が調った場合は、当該地域公共交通会議の協議結果を地域協議会の協議結果とみなす。この場合における地域協議会の協議に係る権限は、地域公共交通会議に委任があったものとみなす。

(北海道生活交通確保対策協議会との関係)

第8条 生活交通の確保に関する計画の策定に際しては、原則として、地域協議会の協議結果を北海道生活交通確保対策協議会(以下「協議会」という。)の協議結果とする。

2 地域協議会は、他の地域協議会との調整を要する事案等について協議会の調整を求めることができるほか、生活交通確保の手法について助言・指導を求めることができる。

(庶務)

第9条 地域協議会等の庶務は、石狩振興局地域創生部地域政策課が処理するものとする。

(情報公開)

第10条 地域協議会における議事は、原則、公開とし、必要と認められる情報を開示するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別 記 地域協議会の構成員

石狩振興局地域創生部長

北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官

関係市町村担当課長

関係バス事業者代表者

関係労働組合代表者